



平成24年2月20日

各 位

会 社 名 グランディハウス株式会社
代表者名 代表取締役社長 村田 弘行
(コード番号：8999 東証第一部)
問合せ先 常務取締役 齋藤 淳夫
(TEL. 028-650-7777)

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成24年2月20日開催の取締役会において、株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式分割の目的

平成19年11月27日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単위를100株とするため、株式を分割するとともに単元株制度の採用を行います。なお、本株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はございません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成24年3月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主が所有する当社株式を、1株につき100株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の当社発行済株式総数	:	102,744株
今回の分割により増加する株式数	:	10,171,656株
株式分割後の当社発行済株式総数	:	10,274,400株
株式分割後の発行可能株式総数	:	33,897,600株

(3) 日程

基準日公告	:	平成24年3月15日
基準日	:	平成24年3月31日
効力発生日	:	平成24年4月1日

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

平成24年4月1日をもって単元株制度を採用し、1単元の株式数を100株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 : 平成24年4月1日

※上記の単元株制度の採用に伴い、平成24年3月28日をもって、東京証券取引所における売買単位が1株から100株に変更されます。

4. 定款の一部変更

(1) 変更理由

上記の「2. 株式分割の概要」及び「3. 単元株制度の採用」に伴い、会社法第184条第2項及び会社法第191条の規定に基づき、平成24年4月1日をもって当社定款を以下のとおり一部変更いたします。

- ① 株式の分割の割合を勘案し、当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第6条を変更いたします。
- ② 株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を100株とするため、第7条を新設いたします。
- ③ 現行定款第7条以下の条数を各1条繰り下げいたします。

(2) 変更の内容

(_____ 下線部分が変更箇所となります。)

変更前	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>338,976株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発効可能株式総数は、 <u>33,897,600株</u> とする。
(新設)	(<u>単元株式数</u>) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
第7条～第42条 (条文省略)	第8条～第43条 (現行どおり)

(3) 変更の日程

効力発生日 : 平成24年4月1日

5. その他

(1) 今回の株式分割に際して、資本金の額の増加はありません。

平成24年2月20日現在の資本金 : 2,077,500,000円

(2) 今回の株式の分割は、平成24年4月1日を効力発生日としておりますので、平成24年3月期の期末配当金につきましては、株式の分割前の株式数を基準に実施いたします。

以上